

(写)

第 201600047799 号
防起第 6 2 2 号 - 1
発 境 自 第 5 4 号
平成 2 8 年 6 月 1 7 日

原子力規制委員長 田 中 俊 一 様

鳥取県知事 平 井 伸 治

米子市長 野 坂 康 夫

境港市長 中 村 勝 治

中国電力株式会社の島根原子力発電所 2 号機の原子炉設置変更許可申請（特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源（3 系統目）の設置）の動きを踏まえた要望について（送付）

鳥取県における原子力防災行政について、日頃御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、平成 2 8 年 4 月 2 8 日に、中国電力株式会社から、鳥取県、米子市、境港市及び中国電力が締結している「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定」に基づく標記の事前報告を受け、6 月 1 7 日にこれに対する意見を提出したところです。また、この 2 号機の新規制基準適合性確認申請においては、平成 2 5 年 1 2 月 1 9 日付第 2 0 1 3 0 0 1 4 8 7 4 5 号により、貴委員会に要望を行ってきたところです。

については、今回、貴委員会に対して、万が一原子力災害が発生した場合には大きな影響が及び得るといふ周辺地域の不安を勘案し、適切に対処されるよう、中国電力株式会社の今回の申請に対しても、新規制基準への適合性審査にあたっては、基準地震動に最新の知見を反映させるなど引き続き適切に対応するように強く要望します。また、中国電力株式会社に対応を求める事項として、別紙のとおり意見を付しています。

なお、鳥取県、米子市及び境港市は、事前報告に関しては、今回最終的な意見を留保し、事前報告の可否に関する最終的な意見は、今後、原子力規制委員会の詳細な審査の後、同委員会及び中国電力株式会社から審査結果について説明を受け、議会、県原子力安全顧問、原子力安全対策合同会議の意見を聞き、県、米子市及び境港市で協議の上で提出することとします。

(写)

別紙

中国電力株式会社に対応を求める事項

特定重大事故等対処施設等の設置については、平成25年12月の2号機に係る事前報告時の回答に則り、引き続き適切に対応すること。

なお、基準地震動の策定にあたっては、最新の知見を反映させた適切な対応を行うこと。